

# 訪問看護サービス 重要事項説明書

## 1. 事業の目的

訪問看護ステーション心のポケット（以下「当ステーション」という）は、人権を尊重し、生活の質を確保できるよう、病状に応じた看護の提供を行い、安心して在宅療養を送れるよう支援することを目的とします。

## 2. 運営の方針

地域の在宅医療に貢献し、医療・保健・福祉等の地域関連機関との連携及び調整に努め協力と理解のもとに適切な運営を図るものとします。

## 3. サービスを受けられる人

### 1) 介護保険を利用の方

介護認定の結果、「要支援 1～2」「要介護 1～5」と認定された方で、主治医が訪問看護を必要と認めた方。

### 2) 医療保険を利用の方

病気や怪我、認知症などにより、在宅療養をされている方で、主治医が訪問看護を必要と認めた方。

## 4. 訪問看護ステーションの概要

- 1) 開設者 医療法人 大医会 理事長 大島 亮
- 2) 名称 訪問看護ステーション 心のポケット
- 3) 管理者 早川 絵美
- 4) 指定番号 2364990040
- 5) 所在地 〒 470-0115 日進市折戸町西田面110番地  
電話番号 0561-73-7841

## 6) サービス提供地域

日進市、東郷町、みよし市全域及び長久手市、豊明市、天白区、名東区、緑区の一部地域（別表）

## 7) 職員の体制

管理者	看護師1名
看護職員等	看護師2.5名以上 理学療法士等1名以上

## 8) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日	土曜日
営業時間	8時30分～17時30分	8時30分～12時30分
休業日	日曜日、祝祭日、12月29日(PM)～1月3日	

## 9) サービス内容

かかりつけの医師の指示に基づいて、訪問看護計画書を作成し、適切な訪問看護サービスを行います。内容は次のとおりです。

- ・健康状態の観察
- ・清拭や洗髪等による清潔の保持、食事及び排泄等日常生活のお世話や指導
- ・褥創の予防・処置、その他看護技術の提供及び指導
- ・リハビリテーション
- ・ターミナルケア、認知症や難病看護
- ・介護方法の指導や療養上の相談
- ・カテーテルや医療機器等の管理
- ・その他医師の指示による医療処置

10) 利用料

- イ. 介護保険を利用された方は、介護保険制度から各負担割合に応じて、9割又は8割又は7割の支給となり、1割又は2割又は3割が自己負担となります。
- ロ. 医療保険を利用された方は、所定の利用料がかかります。
  - ・週4日以降の訪問看護で自費訪問、休日や夜間対応でオプション料金の設定あり。

※各種料金については別紙参照

ターミナルケアについて

「人生の最終段階における医療の決定プロセスにおけるガイドライン」等の内容を踏まえ、利用者本人と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に、他の医療及び介護関係者との連携の上、対応するターミナルケアの実施にあたっては、居宅介護支援事業所等と十分な連携を図るよう努める

\* 訪問看護指示書料(300点)のご請求について

訪問看護サービスを受けるに当たって、主治医より訪問看護指示書を発行して頂く必要があります。それにつきまして、主治医の発行元医療機関において訪問看護指示書料が請求されますのでご了承お願い致します。

尚、訪問看護指示書料のお支払いは、日進おりど病院の主治医の場合でも、口座振替できかねますのでご了承の程お願い致します。

但し、日進おりど病院訪問診療医をご利用の場合のみ口座振替が可能となります。

5. 苦情の受付

ご利用者またはその家族は、当ステーションの提供するサービスに対しての要望または、苦情等について以下の窓口へ申し出ることができます。

\* 訪問看護ステーション心のポケット

所在地 〒 470-0115 日進市折戸町西田面110番地

電話番号 0561-73-7841

時間 平日 8時30分～17時30分 土曜日 8時30分～12時30分

担当者 早川 絵美

日進おりど病院の意見箱もご利用ください。

日進市役所 健康福祉部 介護福祉課 0561-73-1495

東郷町役場 福祉部高齢者支援課 0561-56-0735

みよし市役所 福祉部長寿介護課 0561-32-8009

長久手市役所 福祉部長寿課 0561-56-0613

豊明市役所 健康長寿課 0562-92-1261

名古屋市 健康福祉局高齢福祉部介護保険課 052-972-3087

その他 介護保険者となる市町村の窓口までご連絡ください。

6. 事故発生時の対応

サービス提供時に事故が発生した場合、必要な処置を講じるとともに、速やかにご家族及び主治医、介護支援専門員に連絡いたします。

7. 緊急時の対応

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。また緊急連絡先に連絡いたします。

8. サービスの中止

- 1) 利用者がサービスの利用を中止する際には、速やかに連絡をください。
  - 2) 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前々日までにご連絡ください。前日、または当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申し受けることとなりますのでご了承下さい。但し、利用者の体調の急変などやむを得ない事情がある場合はこのかぎりではありません。
- イ. 利用日の前日まで利用者負担金の50%      ロ. 利用日の当日、利用者負担金の100%

9. サービスの利用にあたってご留意いただきたい禁止事項
- 1) 職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
  - 2) 職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
  - 3) 職員に対するセクシュアルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)

10. 第三者評価の実施 無

11. その他

- 1) 交通状況により、訪問時間が10～15分前後する場合がありますので、ご了承願います。
- 2) 口座振替の申請が通るまでは、日進おりど病院会計窓口または銀行振込にてお支払いをお願い致します。
- 3) コンプライアンスの徹底として職員への贈答、訪問先での飲食等のご遠慮させて頂いております。
- 4) 地震等の大規模災害が発生した際、台風や大雪等により訪問が困難な状況の場合に、訪問を一時中止させて頂く場合がございます。通信状況により電話等による中止連絡が行えない場合も想定されますので、予めご理解の程よろしくお願い致します。訪問中に災害等が発生した場合は、ご利用者様及びご家族様の安全が確保され次第、スタッフは事業所へ帰所させて頂きます。災害後の訪問予定につきましては、再開の目途が経った時点でご連絡させて頂きます。また近隣の訪問看護ステーションが協働して訪問させて頂く場合がございます。その際、代行する訪問看護ステーションには個人情報の守秘義務を課した上で、情報を共有させて頂きます。

5) 理学療法士等における訪問看護についての注意事項

1	理学療法士等が訪問看護を提供している利用者については、利用者の状況や実施した看護(看護業務の一環としてのリハビリテーションを含む)の情報を看護職員と理学療法士等が共有するとともに、訪問看護計画書について、看護職員と理学療法士等が連携し作成する。
2	訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成にあたり、訪問看護サービスの利用開始時や利用者の状態の変化等に合わせた定期的な看護職員による訪問により、利用者の状態について適切な評価を行うとともに、理学療法士等による訪問看護はその訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に、看護職員の訪問であることをご理解下さい。
3	訪問リハビリのみのご利用の場合には、いかなる条件においても当訪問看護ステーションの看護師が3ヶ月に一度、利用者様の状態評価に伺わせて頂きます。
4	対象者の範囲について、理学療法士等が行う訪問看護については、通所リハのみでは家屋内におけるADLの自立が困難である場合となります。

別表

長久手市	長湫 、 長配
豊明市	沓掛町 、 二村台
天白区	梅が丘 、 平針 、 向ヶ丘 、 平針南 、 島田
緑区	神の倉 、 藤塚 、 赤松 、 東神の倉 、 白土
名東区	猪高町高針 、 極楽 、 大針 、 梅森坂 、 梅森坂西

サービスの締結にあたり、上記の重要事項を説明しました。